

◎新潟県告示第593号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成27年4月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新潟市	52者	北区大月字内沼1976番ほか569筆 51.5ha
五泉市	4者	木越字石道1874番1ほか113筆 8.8ha
燕市	1者	杣木字浜田1547番1ほか24筆 1.7ha
田上町	2者	大字曾根新田2326番ほか15筆 2.5ha
魚沼市	6者	湯之谷芋川字一里塚130番1ほか134筆 9.5ha
上越市	29者	大字戸野目字三反田128番2ほか247筆 35.2ha
妙高市	5者	長森字五反田57番ほか87筆 8.1ha
糸魚川市	2者	山本1549番ほか24筆 2.2ha
合計	101者	1,221筆 119.4ha

2 申請年月日

平成27年3月30日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局新津農業振興部企画振興課

新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課

新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。